

松尾地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
八幡平市	平成25年8月29日	令和5年3月14日
対象地区名(松尾、野駄2、安比高原)		
時森、小屋の沢、大花森、中松尾(落合)、松尾(湯沢、谷地中)、安比高原		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	849.24 ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	539.32 ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	296.39 ha
i うち後継者未定の耕作面積の合計	97.79 ha
ii うち後継者不明(いない・未回答)の耕作面積の合計	79.38 ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	29.37 ha
(備考) ・アンケート調査は、平成30年度～令和元年度実施。	

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> 水路の堰上げの出役が地区によって様々である。 農地分散が著しく、また、担い手不足であり、中心経営体のキャパシティを超えている集落があるため、集約化が急務。 中山間地域、小区画の圃場が点在している。 現状の農地の貸借は「人で貸す」状態。世代交代すれば「場所で貸す」ことも可能と考えられるが、現状では難しい。

3 農地利用や農業経営に関する方針

1) 中心経営体への集積・集約の方針	<ul style="list-style-type: none"> 中間管理機構を活用し、地元の中心経営体への集約化を図る。
2) 農地中管理機構の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> 農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として、農地を中間管理機構に貸し付ける。
3) その他の取組の方針	<ul style="list-style-type: none"> 貸借金額の一律化など進めて行く。 中山間直接支払の該当地(1ヶ所継続、1ヶ所辞めた)については、現在耕作されているので、今後の在り方の検討が必要。 飼料用米の団地化を進めて行く。併せて、新転作事業で5年間のうち復田が必須となっていくので、麦栽培については、ブロックローテーションを進めて行く。 各種補助事業の拡充について関係機関に要望し、適宜活用する。

4 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	24 経営体	5 法人
② 認定新規就農者	0 経営体	0 法人
③ 集落営農組織	0 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	1 経営体	1 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 経営体	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	0 経営体	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	0 経営体	0 法人

注:基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地区内の耕地面積	集積率
現状	295.97 ha	849.24 ha	35 %
今後	325.34 ha	849.24 ha	38 %

野駄地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
八幡平市	平成27年3月23日	令和5年3月14日
対象地区名(野駄※2,7除く、松尾寄木4)		
野駄(上村、蟹沢、森子、田中)、上野駄(向村、山道)、中沢、前森		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	649.34	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	467.73	ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	358.43	ha
i うち後継者未定の耕作面積の合計	123.66	ha
ii うち後継者不明(いない・未回答)の耕作面積の合計	98.98	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	40.09	ha
(備考) ・アンケート調査は、平成30年度～令和元年度実施。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・耕作地は増えるが、耕作者は減る一方である。 ・野駄地区全体としては、法人や大規模農家への集積は進んでいるが、農地分散が著しく、中心経営体のキャパシティを超えてきているため、集約化が急務。 ・経営規模拡大により、法人や大規模農家は年々多忙となっており、中々話し合う機会が持てないが、現状のままでは経営がバンクするため、時間を見つけて話し合いが必要。
--

3 農地利用や農業経営に関する方針

1) 中心経営体への集積・集約の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理機構を活用し、中心経営体への集約化を図る。 ・中間管理機構による農地貸借は、集約が進むよう契約前に農地の受け手を調整・相談する。 ・3法人(サンロード、中沢農産、かきのうえ)による農地交換や借り受ける際の取り決めを話し合う。
2) 農地中管理機構の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に借受側で調整し、集約が進むよう契約前に受け手を相談する。(前項目と同様) ・農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として、農地を中間管理機構に貸し付ける。 ・【中沢地区】集落内の出し手は、(農)中沢農産に集積する。
3) その他の取組の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・集落別の話合いは必要であるが、どのエリアにも3法人が入っているため、3法人での早急な話合い、取り決めが必要。・市や農業委員会には、どの法人が、どの農地を、どの方法(3条、基盤法、中間機構)で借り受けているかの事務整理をしてほしい。 ・話合いをより小さい単位(例えば笹森)で実施する。どこの集落から話し合うかの検討も必要。 ・貸借金額を一律3000円/10aを基本とするが、圃場の条件によっては話合いで設定することもできる。また、無償(物納)で予定される方は、金額での契約を優先すること。 ・後藤川地区に続く、「上村地区」の基盤整備の実施検討。 ・飼料用米の団地化の推進。

4 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	39 経営体	6 法人
② 認定新規就農者	2 経営体	0 法人
③ 集落営農組織	1 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 経営体	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 経営体	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	0 経営体	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	0 経営体	0 法人

注:基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地区内の耕地面積	集積率
現状	347.91 ha	649.34 ha	54 %
今後	388.00 ha	649.34 ha	60 %

参考様式4

松尾寄木地区 地域農業マスタープラン(実質化された人・農地プラン)

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	作成年月日	直近の更新年月日
八幡平市	平成27年2月9日	令和5年3月14日
対象地区名(松尾寄木※4除く、野駄7、柏台)		
北寄木、南寄木(立石、中郡、関口、鹿野)、寄木新田(新田)、上寄木(刈屋)、金沢、畑、柏台二丁目、三丁目		

1 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	1,216.30	ha
② アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	755.38	ha
③ 地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	691.60	ha
i うち後継者未定の耕作面積の合計	247.36	ha
ii うち後継者不明(いない・未回答)の耕作面積の合計	249.51	ha
④ 地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	24.67	ha
(備考) ・アンケート調査は、平成30年度～令和元年度実施。		

2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> ・転作田を酪農家から受けていただき、管理料として交付金を支払いしているが、交付金が廃止・減額になれば管理して貰えなくなる。 ・現状の農地の貸借は「人で貸す」状態。・農地分散が著しいため、作業効率を上げるためにも集約化が急務。 ・高石野など圃場条件の悪いエリアの対応について検討が必要。 ・担い手不足、高齢化のため、若い農業者の確保が必要。特に、新規参入者の確保の方法の検討が必要。 ・上寄木集落に県外所有者農地の耕作放棄地(見込み地)が点在している。

3 農地利用や農業経営に関する方針

1) 中心経営体への集積・集約の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・中間管理機構を活用し、地元の中心経営体への集約化を図る。
2) 農地中管理機構の活用方針	<ul style="list-style-type: none"> ・農地所有者は、出し手・受け手に関わらず、原則として、農地を中間管理機構に貸し付ける。
3) その他の取組の方針	<ul style="list-style-type: none"> ・所有者も含めた、小区画での話合いが必要である。 ・新規就農者の確保に取り組む。 ・耕作放棄地の解消に取り組む。 ・【北寄木】法人を中心とした集落での話合いが必要である。

4 今後の地域の中心となる経営体の状況

(1) 経営体数

	個人・任意組合	法人
① 認定農業者	46 経営体	14 法人
② 認定新規就農者	1 経営体	0 法人
③ 集落営農組織	0 組織	0 法人
④ 他市町村の認定農業者	0 経営体	0 法人
⑤ 他市町村の認定新規就農者	0 経営体	0 法人
⑥ 基本構想水準到達者 ^{注)}	0 経営体	0 法人
⑦ 今後育成すべき農業者	0 経営体	0 法人

注:基本構想水準到達者とは、①～⑤以外の者で市町村基本構想で定める目標所得を上回っている者。

(2) 農地の集積面積

	集積面積	地区内の耕地面積	集積率
現状	399.70 ha	1,216.30 ha	33 %
今後	424.37 ha	1,216.30 ha	35 %